

委託業務仕様書

1. 業務名

「きょうと探検ウォーキング事業」企画・運営・広報業務

2. 趣旨

本業務は、京都府民の「働き盛り世代」や「健康無関心層」がウォーキング等の健康づくりに継続的に取り組むためのきっかけをつくることを目的としている。

令和3年度にインセンティブ事業を実施し、事業の効果検証を行った市町村は、26市町村中16市町村にのぼるが、健康無関心層はヘルスリテラシーが低く、これらの層に対する従来の健康づくり啓発の広報等には限界がある。また、府内市町村国保被保険者は、青壮年期男性の肥満の増加や、男女の歩行数減少、虚血性心疾患による死亡が多いなどの課題を有している。加えて、新型コロナウイルス感染症による外出自粛により、運動不足を生じるなど、生活習慣の変化をきたしている。

これらの現状、課題を解決するため、民間企業等と連携した健康づくりの一環として、民間企業が有するスマートフォン用ウォーキングアプリケーション（以下「アプリ」）を活用した健康づくりのための京都府独自のインセンティブ制度を構築し、健康づくりのきっかけをつくり、行動変容を促すことを目的とする。

3. 業務内容

(1) アプリの構築、公開及び運用管理

4の条件及び5の機能を満たすアプリを構築し、公開すること。また、以下のとおりアプリの運用管理を行うこと。

(ア) 運用期間

アプリの運用期間は原則令和4年9月～11月の3ヶ月間とする。

なお、作業の進捗等により運用期間を変更する必要がある場合は、速やかに発注者と協議すること。

(イ) 障害時の連絡体制

障害時の連絡体制や対応マニュアルを整備し、障害発生時には速やかに発注者に対し報告するとともに、障害解消後に、発生時からの対応状況をまとめた報告書を発注者へ提出すること。

(ウ) 本業務におけるユーザーからの問合せ先は原則、受注者とする。

(エ) 受注者又は発注者がユーザーからの問合せにより、受注者による技術的助言やアプリ機能の修繕等の必要がある場合は、受注者は直ちに対応すること。

(オ) OS及びアプリのバージョンアップ、仕様変更については、変更点を明確にし、発注者に説明の上、これを実施することとし、この費用は受注者が負担するものとする。

- (カ) 悪意のある第三者など、外部の脅威に対するセキュリティ対策を行い、セキュリティ事故が発生した場合は、直ちに発注者へ報告し、受注者の責任において対応すること。
- (2) インセンティブの開発・設定・提供及び助言
- 受注者は、アプリを活用したインセンティブの開発・設定・提供の実績があり、以下の条件を満たしていること。
- (ア) インセンティブの開発・設定
- 受注者は、本キャンペーン参加者に対し、インセンティブの開発・設定が行えること。
- ①原則、抽選を行う必要のない、広く提供できるもの
 - ②参加者全員を対象とした各月毎に抽選方式で行うもの
 - ③アンケート回答者等の条件を満たした者の中から抽選方式で行うもの
- (イ) インセンティブの提供
- 上記(ア)①及び②は、原則配送を伴わない引換券等により提供できること。③についてはその限りではないが、発送は受注者が実施し、費用についても受注者が負担するものとする。
- (ウ) インセンティブの開発・設定・提供等に関する助言
- 受注者は、発注者に対して、日々の歩数やコースのクリア状況等に応じたインセンティブの設定や、社会通念上妥当なものとなるよう配慮しつつ利用者にとって継続的なウォーキングの実践意欲が湧くようなインセンティブの開発、抽選方法等について、適切な助言が行えること。
- (3) 健康無関心層への効果的な広報手法等の提案及び実施
- (4) アプリ利用者がウォーキング取組みの成果を健康状態（数値等の指標）の変化として実感できる仕組の提案
- (5) 利用者の取組み結果データの作成及び効果検証方法の提案
- (6) 各種データ等の抽出及び分析等への助言
- 受注者は、各保険者から要望のあった利用者の取組み結果等のデータの抽出及び抽出されたデータを基にした分析に対して助言が行えること。費用が発生する場合は各保険者と個別に調整することとし、本業務には含まないこと。

4. アプリの条件

アプリは、原則既存の製品をベースとして構築するものとし、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 日本語に対応していること。
- (2) iOS であれば App Store、AndroidOS であれば Google Play 双方から入手可能であり、無償で入手可能であること。

5. 機能概要

アプリは公開時に以下の機能を実装していること。

- (1) 歩きスマホの防止のため、アプリを起動していない状態でも歩数のカウントなど、必要なデータを収集できること。また、GPSによって現在地が把握できる機能があること。
- (2) 継続的なウォーキングの実践を促すため、アプリに登録しているユーザーの歩数によってインセンティブが付与できること。また、ユーザー数・ID数の増加に対応でき、ユーザー数・ID数による経費の変動を必要としないこと。
- (3) 発注者と協議の上で、コロナ禍における、新しい生活様式に合致した体制の中で、府民が感染予防行動をとりながら、楽しくウォーキングを実践できるよう、バーチャルウォーキングコースの設定や自宅でできる筋トレ・ストレッチ・ヨガ等のコンテンツ配信等イベント性の高い工夫を行うこと。また、府のオリジナルティを実装させることも可能とすること。
- (4) ウォーキングに限らず、各種健（検）診受診や、自治体主催の健康イベント等への参加、健康コラム等の記事・動画配信の閲覧等に対してポイントが付与できること。
- (5) アプリには本事業による本府登録ユーザーを登録する機能があり、既存ユーザーとの区別が可能であること。また、登録に際し、居住地、勤務地、通学地、性別、年代等が登録・管理できるようにすること。
- (6) 本事業による本府登録ユーザーの利用実態を把握し、分析・集計するための管理機能として、歩数だけでなく、利用者の意識・行動・生活状況等が把握できるようアンケート機能等によるセルフチェック項目等を設けること。
上記セルフチェック項目等については、利用者が初回利用時及び運用終了時に入力することを前提とし、運用終了後にウォーキング取組みの成果としてCSV等のデータで出力できること。また、利用者のID等で紐付けできること。項目等の詳細については、別途協議の上決定する。
- (7) 本運用開始後、既存製品起動の際、「お知らせ」や「プッシュ通知」等の通知機能により、運用開始を知らせ、案内画面への遷移が可能であること。また、発注者からのメッセージ発信や利用者が継続して取り組めるように応援メッセージ等を通知する機能を有すること。
- (8) その他、本業務に資する機能等があれば発注者に対し提案を行うこと。

6. 業務委託期間

契約締結日～令和5年3月31日（金）

7. 著作権

- (1) 受注者は、発注者がアプリを広報及び広告活動等に利用する場合に限り、著作

権法（昭和45年法律48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。

(2) 受注者は、アプリにおいて著作権等の権利を持つことによって生じる権利を第三者に譲渡しないものとする。

(3) 受注者は、第三者の商標権、著作権その他諸権利を侵害しないものであることを発注者に対して保証すること。

なお、アプリにおいて使用する写真、文字、キャラクター等が受注者以外の著作物である場合は、現著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続を行った上で本業務に当たるものとし、当該著作物の著作者と発注者の間に著作権等上の紛争を生じさせないこと。

8. 成果物の提出及び帰属について

受託者は、本業務の趣旨に基づき、次のとおり成果物を作成し、京都府へ提出すること。なお、提出形式等は別途協議の上、決定するものとする。

- (1) 本府用アプリ実装コンテンツ一覧
- (2) 管理・運用マニュアル
- (3) 実施結果データ（①中間報告・②最終報告）

9. その他

(1) 本業務について、受注者の組織内に担当者を配置するとともに、委託業務の進捗状況及び内容確認を行うため、発注者からの要請があれば、受注者は業務打ち合わせを実施すること。

(2) 発注者は、受注者より示されるアプリの使用条件を遵守するものとする。

(3) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、発注者と協議して決定するものとする。